

2025 年度民事系・解答例

1 設問 1（本設問において民法につき法令名を省略）

C社は、Aに対し、甲債権が時効により消滅したと主張して、所有権に基づく妨害排除請求として抵当権設定登記抹消登記請求をすると考えられる。

- (1) C社は、本件土地を所有しているし、本件土地上にはA名義の抵当権設定登記がなされている。

そして、2027年5月1日時点では、「債権者が権利を行使することができることを知った時」(166条1項1号)である甲債権の弁済期2022年4月1日から「5年」以上を経過している。よって、「物上保証人」(145条)C社は、消滅時効を援用し、上記の抵当権設定登記の登記保持権原を失わせることができるとも思える。

- (2) これに対し、Aとしては、Bは、2024年4月1日に甲債権の一部弁済として1000万円を弁済するという甲債権の存在を認める行動に出ているから、「権利の承認」(152条1項)があったとして時効が更新されると反論すると考えられる。

もっとも、時効の更新の効力は、その「更新の事由が生じた当事者」間でしか生じないため(153条3項)、物上保証人ととの関係では時効の更新の効力が生じないのではないか。

ア 抵当権の付從性からは、抵当権は被担保債権と運命をともにする。また、物上保証人には時効の更新の効力が及ばないとすると、抵当権は被担保債権と同時になければ時効によって消滅しないとする396条の趣旨を没却する。そのため、物上保証人は、時効の更新の効力が及ばないと主張できないと解する。

イ したがって、物上保証人C社は、時効の更新が自らに及んでいないと主張することはできず、Aの上記反論は認められる。

- (3) よって、被担保債権がなお存在する以上、Aには登記保持権原が認められるから、C社の請求は認められない。

2 設問 2（本設問において民事訴訟法につき法令名を省略）

甲債権について本訴で請求しているにもかかわらず、別訴において甲債権を相殺の抗弁に供することは、二重起訴の禁止(142条)に抵触し不適法ではないか。相殺の抗弁は攻撃防御方法にすぎず、「更に訴えを提起する」場合には当たらないものの、相殺の抗弁は反訴提起の実質を有するため、同条が類推適用されないか。

- (1) 相殺の抗弁を提出するには先行する訴えを取り下げなければならないが、取下げには相手方の同意を要する(261条2項)。ところが、相手方が同意しない場合、先行する訴えの取下げをすることができず、相殺の抗弁を提出できることとなるから、相殺の担保的機能が損なわれてしまう。

もっとも、142条の趣旨は主に矛盾判断の防止にあるとこ

ろ、相殺の抗弁に係る判断についても既判力が生じる（114条2項）以上は、上記趣旨が妥当する。相殺の抗弁は予備的抗弁であり判断がなされるかは不確実であるものの、同条は既判力が現実に抵触することを前提とするものではなく、既判力が抵触するおそれのある事件につき予め矛盾判決の危険を防止しようとする趣旨と考えられるため、やはり類推の基礎があるといえる。

そこで、既判力の抵触のおそれが認められない例外的場合を除き、相殺の抗弁に142条が類推適用されると解する。

- (2) よって、142条の類推適用により不適法である。

3 設問3（本設問において会社法につき法令名を省略）

- (1) Dは、C社に対し、委任契約に基づく退職慰労金相当額の支払請求をすると考えられる。

もっとも、お手盛り防止のために取締役の報酬の決定を株主の自主的判断に委ねるとの361条1項の趣旨からは、取締役の退職慰労金についても「報酬等」に当たると解され、これを支給するには株主総会決議が必要となる。ところが、本件では、Dに対して退職慰労金を支給する総会決議は存在しない。

そして、同項の上記趣旨からは、株主総会決議がなされてはじめて具体的な退職慰労金請求権が具体化するというべきである。

したがって、Dに退職慰労金を支給する旨の株主総会決議が存在しない以上は、Dの退職慰労金支払請求権は発生しておらず、Dの請求は認められない。

- (2) そうだとしても、取締役を解任されたDは、339条2項に基づき退職慰労金相当額の損害賠償請求をすると考えられる。

「正当な理由」とは、取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的・合理的な事情が存在する場合をいうと解される。本件では、解任の理由はD E間の経営方針をめぐる争いにあるのであって、上記客観的・合理的な事情が存在するとはいはず、「正当な理由」は認められない。

もっとも、上記のとおり、総会決議があつて初めて退職慰労金相当額の請求権が発生するのであり、退職慰労金相当額の「損害」が生じていないとも思える。しかし、本件内規によれば、在職年数等から形式的に算定できる部分を含んでおり、退職慰労金の額を機械的に算定できる部分があること、本件総会では本件内規に従い退任取締役Fの退職慰労金を支給する旨の決議がなされており本件内規に従い退職慰労金を支給する慣行があったといえることからすれば、Dが任期満了時まで在職していれば退職慰労金を支給されていたと認められる。そのため、退職慰労金相当額の「損害」が生じているといえる。

よって、Dの上記請求は認められる。

以上